令和５年５月８日

保護者　各位

福岡県立福岡聴覚特別支援学校長

５類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に対する御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、４月 28 日に文部科学省と福岡県教育委員会から、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル」の改定や、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」の施行について、通知がありました。主な改定の内容及びその留意事項に基づき、本校の対応を下記のとおり見直しましたのでお知らせいたします。

記

○ 新型コロナウイルス感染症の５類感染症への移行後においても、
・家庭との連携による幼児児童生徒の健康状態の把握
・適切な換気の確保
・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
といった対策を行います。感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を行うことはありません。

○ 地域や学校（学年・学級等）において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
・幼児児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
等の対策を一時的に行う予定です。

○ 幼児児童生徒本人の感染が判明した場合には、出席停止となります。学校において予防すべき感染症の種類が、「第１種」から「第２種（インフルエンザ等と同じ）」に変更となっています（本校ホームページの「保健室」の届出書類も更新します）。一方、事情により感染不安で学校を休ませたい場合は、ご相談ください。

○ 各教室で使用している「空気清浄機」「CO2 モニター」は衛生上の目的で引き続き使用します。「体温測定モニター」「アルコール消毒液」は、「マスク」同様、使用の有無は個人の判断とします。

以上